

ファシズムとは違うかたちで  
——教皇の社会教説とフィリップ・エッターの思想

In distinction to fascism: Papal social teaching  
and Philipp Etter's concept of the state

葉柳 和則

Kazunori Hayanagi

# ファシズムとは違うかたちで ——教皇の社会教説とフィリップ・エッターの思想

長崎大学多文化社会学部 葉柳 和則

In distinction to fascism: Papal social teaching  
and Philipp Etter's concept of the state

Kazunori Hayanagi (Nagasaki University)

This paper examines the concept of the state as set forth in two political pamphlets by Philipp Etter: *The Swiss Democracy* (1933) and *The Reform of the Fatherland and We* (1934). Etter was then a member of the Council of States representing the Catholic Conservative Party. The publication of these two texts was contemporary with the seizure of power in Germany by the Nazis and the emergence of pro-Nazi parties in Switzerland. After asserting the end of liberalism and the dangers of social democracy, Etter proposed a "Third Way." This was an inherently dangerous proposal, however, because the Third Way generally referred to fascism or Nazism. Nonetheless, Etter clearly rejected the centralizing methods of the Nazis and justified his approach with reference to Switzerland's strong decentralization. Moreover, he regarded the vocational order advocated by Pope Pius XI in his encyclical *Quadragesimo anno* (1931) as an ideal, though one that was realized in the contemporary fascist regimes of Italy and Austria. By eliminating centralizing elements from this ideal of vocational order, Etter attempted to "swissize" it. His concept of the state was brought to fruition in the form of a "corporatist state without dictators" between the late 1930s and 1950s, when he was a member of the Federal Council.

**キーワード** : Catholic-Conservative Party, encyclical, authoritarian democracy, corporatism, Third Way

## はじめに

スイスのカトリック保守党 die Katholisch-Konservativen の全州議会議員 Ständerat<sup>1</sup>、フィリップ・エッター Philipp Etter (1891-1977) は、1934年3月、小冊子『スイスの民

<sup>1</sup> Ständerat は、スイスの「全州議会議員」であると同時に、上院に当たる「全州議会」でもある。同様に、Bundesrat は、「連邦内閣閣僚」と「連邦内閣」の両方を意味する。ところが、ドイツでは Bundesrat は「連邦参議院」を指している。このように、スイスの政治用語は非常に特殊である。そのため、日本のスイス研究においては、鍵語に関する定訳が存在しない場合が多い。たとえば、「連邦

主義』 *Die schweizerische Demokratie* を出版した。連邦合同会議 die Vereinigte Bundesversammlung<sup>2</sup>の投票で、連邦内閣閣僚 Bundesrat に選出される約3週間前のことである。

1929年に発生した世界恐慌は、ヨーロッパにおいて自由民主主義 Liberale Demokratie の退潮とドイツ、オーストリアでの全体主義政権の成立につながった。ドイツでは、1933年1月にアドルフ・ヒトラー Adolf Hitler (1889-1945) が首相に就任して政権を獲得し、同じ年の3月にオーストリアでは、首相のエンゲルベルト・ドルフス Engelbert Dollfuß (1892-1934) が、議会を閉鎖し、全体主義的な政権運営へと舵を切った(オーストロファシズム Austrofaschismus)<sup>3</sup>。このような民主主義の危機の時代のただなかで、エッターは『スイスの民主主義』を世に問うたのである。

ところが、冊子のタイトルが喚起する「ファシズム・ナチズムに抗する民主主義の擁護者エッター」というイメージを抱いてこの冊子を開くと、展開される主張に強い違和感を覚えることになる。

私たちが今日、その同時代人であり証人ともなっている危機は、私の考えによれば民主主義それ自体の危機というより、自由民主主義の危機です。すなわち経済的な意味でも精神的な意味でも自由主義的な自由の概念の危機なのです。したがって革新運動 Erneuerungs-Bewegung は、国家における権威をいっそう力を込めて強調するよう呼びかけています。(中略) ナチズムの革命 die nationalsozialistische Revolution がマルクス主義に与えた激しい一撃は、一見したところ、われわれスイスの社会民主主義をも守勢に追い込んだように見えました。しかし、社会民主主義は最初の衝撃から素

---

内閣」が、原語に忠実に「連邦評議会」ないし「連邦参事会」と訳されている例もある。スイスの地方分権主義の要である Kanton は通例「州」と訳されるが、歴史学者の森田安一らはフランスに占領される前の時期に関しては「邦」、フランスの支配から独立し、近代国家へと歩み始めてからは、「カントン」と訳し分けている (Im Hof (森田監訳) : [1974] 1991=1997)。しかし本稿では、日本語として理解しやすい用語を使用する。

<sup>2</sup> 連邦合同会議は、全州議会と国民議会 Nationalrat (下院) の全議員による両院議員総会であり、内閣閣僚選出のための投票が行われる。

<sup>3</sup> 「全体主義」 Totalitarismus は、全体、すなわち、国家、民族、ないし階級を一義的なものとして規定し、個人や社会集団の自由、権利、利益、および自律を、全体に資する限りにおいて許容しうる二義的なものと見なす思想である。本稿では、ファシズムとナチズムを全体主義の下位概念とし、さらに用語として区別する。「ファシズム」 Faschismus を単独で使用する場合はイタリア・ファシズムを指す。他の国のファシズムに言及する場合には、「オーストロ- Austro-」といった限定を付す。「ナチズム」 Nazismus は同時代のドイツおよびそれに併合された地域における全体主義を指す。ファシズムとナチズムの詳細な相違についてはここでは措くが、たとえばナチズムの民族主義イデオロギーを、ファシズムは共有しておらず、ユダヤ人を「全体」の内部で許容していた。

早く立ち直っています。それどころか、社会主義<sup>4</sup>は、経済状況の急落と破綻によって、好機が到来したと感じ、飛びかかろうと身をかがめる豹のように、断末魔の叫びを上げる自由主義に取って代わろうと待ち構えているのです。(Etter 1934: 26-27)

自由民主主義を乗り越える「革新運動」という言葉は、反自由主義・反議会主義と身分制的社会関係の復活を唱えたドイツ「保守革命」die Konservative Revolutionを思い起こさせる。カトリック教会がナチスによる共産主義者に対する攻撃に寛容であり、ヒトラー政権に無制限の立法権を与えた全権委任法 Gesetz zur Behebung der Not von Volk und Reichに賛成したことは、繰り返し批判されてきた(土倉 2006: 766)。つまり、エッターの政治的姿勢は、今日の政治用語からすれば、「民主主義の擁護」とは認めがたいものであり、彼が前提としている「民主主義それ自体」という表現にいかなる意味が込められているのかという疑問が生まれる。

冒頭に記したように、エッターはカトリック保守党の政治家である。1891年にツーク州のメンツィンゲンに生まれ、中等教育はシュヴィーツ州のアインジエデルンにある修道院附属学校 Stifftsschule で受けている。ツークもシュヴィーツも中央スイスのカトリック勢力圏に位置している。学校卒業後は聖職者の道を選ばず、1911年からカトリック保守党系の新聞『新チューリヒ・ニュース』*Neue Zürcher Nachrichten* で編集助手を務め、翌1912年にチューリヒ大学で法律を学び始めるとともに、同党系列の『ツーク・ニュース』*Zuger Nachrichten* の編集長としても活動し始めた。1917年に大学を修了し、法学修士の学位と弁護士資格を手にし、1918年にツーク州議会議員 Kantonsrat に選ばれた。1927年と1928年にツーク州の知事 Landammann を務めた上で、1930年に全州議会議員選挙に当選した。このようにエッターはカトリック的な環境のただなかで生まれ、カトリック系の知識人・政治家としてのキャリアを積んでいった。

全権委任法に賛成したドイツの中央党 Zentrumspartei (カトリック系政党) や、オーストロファシズムの基盤となったキリスト教社会党 Christlichsoziale Partei と同じく、カトリック保守党は、国政政党として国民国家スイスの利害に活動の力点を置いているが、同時にローマ教会の〈普遍的=katholisch〉な方針の影響下にある。それゆえ、スイスのカトリック保守党の政策やその背景にある思想を解明するには、個別スイス的情況、すな

<sup>4</sup> エッターの語彙において、「マルクス主義」、「共産主義」、「社会主義」、「社会民主主義」の境界はあいまいである。

わち〈スイスのなもの〉<sup>5</sup>das Schweizerischeのみならず、ローマから発せられ、越境していく〈カトリック＝普遍的なもの〉das Katholischeの影響を視野に入れる必要がある。1930年代の前半、カトリック保守党の若きリーダーとして活動していたエッターの言説と思想もまた、ふたつのベクトルが作り出す磁場のなかにあるはずである。

ところが、これまでエッターの思想に関してなされてきた研究においては、ローマ教会、とりわけ教皇が発出した回勅 Enzyklika<sup>6</sup>の影響が強いことは指摘されているものの (Kreis 1995: 211; Zaugg 2020: 145-149)、回勅のテキストが具体的に引証されたことは管見の限りない。回勅とは、信仰全体に関わる問題、とりわけ時代の喫緊の課題について、教皇が公式の見解を、直接的には全世界の司教に、ひいては全信徒に宛てて発する公式の書簡である。しかし、回勅が時間と場所を超越した信仰上の真理に根拠を持つとはいえ、個別の場面においてそれをどのように適用し、実践に移すかは、個々の国や地域の教会に委ねられている (Nell-Breuning 1956: 127)。換言すれば、回勅のテキストにおける普遍性は多義的な解釈を許容することによって担保される。つまり、そもそも回勅の思想が現実化する過程において、普遍的なものと同別的なものというふたつの原理が働く磁場が作られるのである。

本稿の課題は、隣国でナチスが政権を握った危機の時代において、カトリック保守党の若き指導者として入閣を目前にしていたエッターに着目し、この時期に彼が世に問うたふたつの政治的小冊子を、〈スイスの〉という意味で個別的なものとカトリックという意味で普遍的なものが交叉するテキストとして読み解くことである。これを通して、エッターの思想が結局は全体主義と同じものなのか、あるいはそこに「スイスの民主主義」固有の理路が見いだせるのかが問われる。

## 1. テキスト

### 1.1. エッターの政治的小冊子

エッターは、スイスの政治家のなかでは、多作な部類に属する。法律書、子ども向けの地域史、さらには狩猟をテーマにした小説や詩まで、多様なジャンルの書籍・冊子を上梓

<sup>5</sup> 〈スイスのなもの〉の指示対象は、発話の主体や時代によって変化する。本稿で取りあげるエッターの言説における〈スイスのなもの〉はその一バリエーションである。

<sup>6</sup> ドイツ語式の表記では Rundbrief、ないし Rundschreiben。すなわち回勅とは国境を越えて手渡され、地上世界にあまねく伝えられていく書状である。

している。スイス国立図書館に所蔵されている単著のうち、6冊が政治思想・文化構想を主題として掲げている。本稿が取りあげるのは、そのなかの最初の2冊、『祖国の革新と我々』*Die vaterländische Erneuerung und wir* (1933)と上述の『スイスの民主主義』(1934)である<sup>7</sup>。ふたつの冊子は、ナチスの政権獲得が引き起こしたスイス市民、とりわけ若者の動揺に対するエッターの立場表明という性格を持つ。前者はヒトラー政権成立直後にスイスで親ファシズム・親ナチズム運動が急激に活発化したことを受けて執筆され、後者は全ヨーロッパ的な民主主義の危機を背景にして、スイスのカトリック保守主義の立場から見た民主主義を論じたものである。

上述したように、エッターは1934年の3月にスイス連邦内閣の内務大臣に就任し、1959年12月に政界を引退するまで、4半世紀にわたってこの職にあった。これは、スイスが1848年に近代的憲法の下で国民国家として再出発して以降、3番目の長さである<sup>8</sup>。この間、1939年、1942年、1947年、1953年に連邦大統領 *Bundespräsident* を務めている<sup>9</sup>。つまり、1933年1月にドイツでヒトラー内閣が成立してから、1945年5月にドイツが降伏するまでのほとんどの期間、すなわちスイスが枢軸国に（1940年7月以降はヴィシー・フランスにも）に囲繞されていた時代、エッターは、一貫してスイスの国政、とりわけ文化政策の舵取りを担ったことになる<sup>10</sup>。

エッターの文化政策関連の仕事のなかで最も知られているのは、彼が中心となって立案・作成し、第二次世界大戦勃発の前年末、1938年12月に発出された内閣教書「スイス文化の保護・振興の組織と課題」*Die Organisation und die Aufgaben der schweizerischen Kulturwahrung und Kulturwerbung*（通称「文化教書」*Kulturbotschaft*）である。この教書は、第二次世界大戦期におけるスイスの文化政策の基本枠組みとなった。

<sup>7</sup> テキストからの引用に際しては、出版年とページを本文中に割注として記す。『祖国の革新と我々』は、フラクトゥール体で印刷されており、強調はフラクトゥールのボールド体によってなされている。いっそう強調する場合には、加えて隔字体が使用される。『スイスの民主主義』は、ローマン体で印刷されており、強調は隔字体のみでなされている。本稿では、テキストにおけるボールドはボールドで強調し、隔字体は圏点で強調する。強調はすべてエッターによるものであり、引用者が強調した箇所はない。

<sup>8</sup> 「零時」*Stunde Null* から再出発した戦後ドイツとは対照的に、スイスでは戦前・戦中の体制がそのまま持続していることを象徴する存在がエッターであった。エッターの在任期間の長さを揶揄して、市民は彼を *Eternal* (*eternal*) と呼んだ (Pfister & Zaugg 2019: 351; Kreis 2020)。

<sup>9</sup> 連邦大統領は閣僚のなかから連邦合同会議の投票によって選出される。任期は1年であり、連続の再任は認められていない。大統領在任中も担当省の閣僚を兼任する。

<sup>10</sup> スイスでは1848年の連邦憲法公布以降、閣僚ポストは7つに固定されたままであるため、ひとつの省が種々の行政機能を担っている。内務省 *Department des Innern* は文化行政のみならず、厚労省、社会保険庁、気象庁等としての性格も持っている。

「文化教書」は1930年代初頭に民間レベルで発生した愛国的文化運動「精神的国土防衛」die Geistige Landesverteidigung をスイスの国策へと昇格させることを企図していた。外国由来の「非スイスのなもの」das Unschweizerische から「スイスのなもの」das Schweizerische を保護し、振興することがこの運動の目標だった<sup>11</sup>。「文化教書」が発出された1938年の時点では、スイスにとって直接の脅威となる「非スイスのなもの」は、共産主義よりもむしろファシズムとナチズムになっていた。

「文化教書」のテキストを直接執筆したのは、確かに文化政策担当閣僚のエッターである。しかし、彼はそれに先だって主要政党の政治家やそれに連なる知識人から意見聴取を行っており（Zugg 2020: 366 u. 435）、自らの文化構想に彼らの考えを織り合わせるようにして教書を作成していった。

この背景にはスイス固有の政治的意志決定の仕組みがある。スイスの閣僚ポストは原則として国会の議席数に応じて各党に比例配分される。これは、全政党が協調して政権を運営する「合意民主主義」Konsensdemokratie の基盤となっている。そのため閣僚に選任されると、出身政党の思想や政策だけではなく、政権を担うすべての諸党派の立場を視野に入れて発言せざるをえない。結果として「文化教書」には主要政党の文化政策案が一定のバランスで書き込まれており、エッターの思想や立場が全面的に反映されていない。つまり、本稿が検討する2冊の小冊子においてはエッターが〈著者〉であるが、「文化教書」においてはその役割は〈編著者〉に近いのである<sup>12</sup>。

カトリック保守主義者としてのエッターの思想の特質をとらえるために、最も知名度の高い「文化教書」ではなく、彼が入閣する前、1933年と1934年に執筆したテキストを取り上げるのは、このような理由による。

## 1.2. 教皇の社会回勅

上述したように、回勅はカトリック教会の方針を記した公的文書であり、信仰の逸脱を防ぎ、カトリック世界の統一性を維持するためのメディアである。テーマは信仰の領域に限定されてはいない。しかし、とりわけ19世紀のカトリック教会は、フランス革命に対する反動として、近代社会に背を向ける姿勢が顕著であったため、社会問題を取りあげるこ

<sup>11</sup> 精神的国土防衛の文化運動としての性格については、拙編著（2021）の序論第3節「スイスの文化政策」を参照。

<sup>12</sup> 「文化教書」が、多様な政治思想と文化構想の複合体としての性格を持つことについては、拙稿（2018）、および拙編著（2021）で詳論した。

とはなかった<sup>13</sup>。

これに対して、1891年にレオ13世 Leo XIII (1810-1903) が発した『レールム・ノヴァールム』 *Rerum novarum* (新しき事からについて)<sup>14</sup>は、資本家による労働者の搾取を直接的なテーマとして取り扱っている点で、画期的なものであった(矢田 1984: 103; 村松 2006: 93)。以後、世俗世界で生じる社会問題に思想的介入を行った回勅の系列が社会回勅 *Sozialenzyklika* と呼ばれるようになった。社会回勅を根幹とする世俗世界に関する公式文書とこれに付随する教皇の発言の総体がカトリックの社会教説 *Katholische Soziallehre* である。階級対立において先鋭的な形で現れる近代社会の諸問題に教皇が直接の立場表明を行った社会回勅は、世俗世界における政策方針を求めていた諸国のカトリック系政党に基本的な枠組みを与えるものであった(村松 2006: 51-52)。

社会回勅には特定の出来事への立場表明に主題を限定しているものもある<sup>15</sup>。これに対して、現代に至るまで繰り返し参照され、歴代教皇による社会回勅の出発点となっているのは、階級対立について論じた『レールム・ノヴァールム』であり、それを社会システムの総体に関する思想へと展開させたピウス11世 Pius XI (1857-1939) の『クアドラゼジモ・アンノ』 *Quadragesimo anno* (40周年の記念に) (1931) である。ピウス11世は、世界恐慌の現状分析に基づき、近代の社会システムに対するオルタナティブなモデルを提示した。ふたつの回勅は、カトリック社会思想の嚆矢として、カトリック世界のみならず、近代西欧の社会改革の動きに大きな影響を及ぼし続けている<sup>16</sup>。

上記のように、エッターは『クアドラゼジモ・アンノ』発出の前年、1930年に、全州議会議員に当選し、全国レベルの活動を開始している。つまり、彼がカトリック保守党の国會議員としてスイス社会全体の問題を視野に入れつつあった時期に、『クアドラゼジモ・アンノ』が世に出たのである。それゆえ、エッターの思想はこのふたつの回勅の作り出し

<sup>13</sup> その象徴がピウス9世 Pius IX (1792-1878) が発表した「誤謬表」 *Syllabus Errorum* (1864) である。そこには近代主義者が陥っている誤謬が列挙されているが、その末尾に本質的誤謬として置かれているのは「ローマ教皇は進歩、自由主義、現代文明と和解し、統合しうるし、またそうしなければならない」である (Pius IX [1864] 1991: 809)。

<sup>14</sup> 回勅の正文は通例ラテン語で執筆され、テキスト冒頭の2、3語を全体の名称とするインキピット *Incipit* という方法で題名が付される。本文内の「新しき事からについて」はタイトルを理解しやすくするための試訳であり、公的に通用しているものではない。

<sup>15</sup> たとえば、ピウス11世が1937年に発した『ミット・ブレネンダー・ゾルゲ』 *Mit brennender Sorge* (焦慮をもって) がその典型である。すでに原本がラテン語ではなく世俗語(ドイツ語)で書かれており、ナチス・ドイツが政教条約を無視して、教会の圏域を侵犯していることに対する抗議声明である。

<sup>16</sup> たとえば、ドイツキリスト教民主同盟(CDU)に代表される戦後ヨーロッパのキリスト教民主主義政党の思想的源流のひとつは『レールム・ノヴァールム』である(田口 2008: 11)。

た社会教説のパラダイムの影響を強く受けているはずである。実際、『スイスの民主主義』や『祖国の革新と我々』には、ふたつの社会回勅への言及が見られる (Etter 1933: 32; Etter 1934: 37)。エッターの政治家としての社会構想を提示した2冊の小冊子に教皇回勅の影響を見るという本稿の方法の根拠はここにある。

### 1.3. 回勅翻訳をめぐる諸問題

本稿では、回勅からの引用に際してはドイツ語版に依拠する。単純な理由としてはエッターがドイツ語圏出身であり、彼の手元に届けられた回勅はラテン語とドイツ語の対訳版であった可能性が高いことがある。しかし、もうひとつの理由は、ドイツ語版の回勅に関してのみ、戦後に「歴史的批判版」Historisch-kritische Ausgabeに近似したテキスト集成、すなわち、ドイツ・カトリック労働者運動全国同盟 Bundesverband der Katholischen Arbeitnehmer-Bewegung Deutschlands 編の『教会の社会教説関連テキスト集成』*Texte zur katholischen Soziallehre* (1977) が刊行されていることにある。このテキスト集成においては、『クアドラゼジモ・アンノ』作成の際、ピウス11世の助言者を務めた神学者のひとりであるオスヴァルト・フォン・ネル＝ブロイニング Oswald von Nell-Breuning (1890-1991) が実質的な編者として、序論と各回勅に関する解説を担当している。さらに各回勅の発出時のドイツ語訳と批判的検討を経た上での改訳との異同が明示されている。ドイツ語版に依拠する第三の理由は、後述するように、ドイツ語訳はふたつの回勅が作成されるに至った社会的背景を最も明確に反映させていることにある。

ネル＝ブロイニングは、社会教説の性格を次のように述べている。

教会の社会教説は、超時間的で超場所的に妥当する真理、いわゆる「永遠」の真理から成るといっても、これらの真理を時間と場所に依拠して多様な形で変化し続ける状況に適用するものである。(v. Nell-Breuning 1977b: 11)

このように、社会教説やその根幹を成す社会回勅は、「開かれた命題の構成体」Gefüge von offenen Sätzen (v. Nell-Breuning 1977b: 26) なのであり、それゆえ個々の教会が置かれた時代と社会のなかで固有の読解と実践を求めているテキスト群だと言える。

開かれたテキストには一定の解釈の幅を許容する文体が求められる。そのため回勅は、時間的制約や翻訳者の能力の問題以前に、本来的性格として翻訳の多様性を生み出すテク

ストである。以下では、『レーラム・ノヴァールム』の翻訳の日本語版とドイツ語版を比較して、翻訳＝解釈の幅を確認する。

〈ラテン語原文1891年〉

Rerum novarum semel excitata cupidine, quae diu quidem commovet civitates, illud erat consecuturum ut commutationum studia a rationibus politicis in oeconomicarum cognatum genus aliquando defluerent. (RN-L 21)

〈邦訳新版 [1958] 1991年〉

久しくまえから、各種の社会を風靡し、これにはげしい動揺を巻き起こしている革新熱は、遅かれ早かれ、政治の領域から、その隣の社会経済の領域に移るに違いない、と予想されていた。(RN-J 17)

次にドイツ語訳を挙げる。

〈ドイツ語版 [1891] 1977年〉

Der Geist der Neuerung, welcher seit langem durch die Völker geht, mußte, nachdem er auf dem politischen Gebiete seine verderblichen Wirkungen entfaltet hatte, folgerichtig auch das volkswirtschaftliche Gebiet ergreifen. (RN-D 31)

革新の精神/亡霊が、長きにわたって諸国民のあいだを徘徊している。それが政治の領域において種々の有害な影響を及ぼした後、国民経済の領域にも侵入することになったのは、必然のなりゆきであった。(筆者による試訳)

この試訳は、〈回勅の冒頭は、マルクスとエンゲルスが1948年に出版した『共産党宣言』*Manifest der Kommunistischen Partei*の冒頭を先行テキストとしている〉、という解釈に基づいて作成されている。

その理由として、まずは『共産党宣言』の該当箇所を挙げる。

Ein Gespenst geht um in Europa — das Gespenst des Kommunismus. Alle Mächte des

alten Europa haben sich zu einer heiligen Hetzjagd gegen dies Gespenst verbündet, der Papst und der Czar, Metternich und Guizot, französische Radikale und deutsche Polizisten. (Marx & Engels [1848] 2009: 66)

一個の怪物がヨーロッパを徘徊してゐる。すなはち共産主義の怪物である。古いヨーロッパのあらゆる権力は、この怪物を退治するために、神聖同盟を結んでゐる。ローマ法皇もツァールも、メッテルニヒもギゾウも、フランスの急進黨もドイツの探偵<sup>17</sup>も。(Marx & Engels 1948=[1904] 1952 [幸徳・堺訳]: 41)

回勅の最初の一文の主語 Geist は、「肉体」Körper の対義語としての「精神」というキリスト教的意味を帯びている。と同時に、「魔物」、「怪物」、「亡霊」でもある。『共産党宣言』冒頭の主語 Gespenst は「幽霊」、「亡霊」の意味であり、同義語・類義語として Dämon, Geist, Phantom などがある。マルクスとエンゲルスは、世界の根源としての Geist というヘーゲルの鍵語を使用せず、Gespenst を選択しているのに対し、回勅は意図的に Geist をキリスト教の文脈に回収している。最初の一文の動詞はともに「徘徊する」geht である。つまり、ふたつのテキストの冒頭の一文は、主語が同義語・類義語であり、動詞は同一なのである。

『レーラム・ノヴァールム』が、共産主義社会の成立を目指す労働運動の活発化、ひいては無神論としての共産主義が信者の心をとらえていく動きに対する世界観的危機から発出されたという歴史的背景からしても、この回勅は『共産党宣言』に対抗する社会ビジョンの提起を企図していたはずである。「精神/亡霊」を修飾するのが、「革命」ではなく、「革新」Neuerung という含意の広い言葉であるのは、共産主義的な革命ではなく、キリスト教による社会改革の提唱こそがこの回勅の目的だからである。

ドイツ語訳、日本語訳以外に、英語訳とフランス語訳の当該箇所を確認したが、「精神/亡霊」が「徘徊する」というニュアンスは訳出されていない。その意味でドイツ語訳に依拠することは、階級対立の時代に向けたローマ教皇の立場表明である社会回勅を論じる際

<sup>17</sup> 今日なら「官憲」と訳すべきところ。

<sup>18</sup> ただし、マルクスと同じくトリーア出身で、『クアドラジェジモ・アンノ』の作成とドイツ語訳に関与し、1936年にナチスによって焚書の憂き目に遭い、戦後は西ドイツ政府の社会政策顧問を務め、冷戦の最中に「私たちはみなカール・マルクスの肩の上に立っている」(v. Nell-Breuning 1976: 616) と発言したカトリック神学者、ネル＝ブレイニングによる翻訳と校訂がもたらすバイアスの存在を否定できない。

の妥当な選択である<sup>18</sup>。

## 2. 「第三の道」の理路

### 2.1. 自由主義と「社会主義」のあいだ

『クアドラジェジモ・アンノ』は、「彼〔教皇〕は、自由主義にも社会主義にも助けの手を借りたりしない」（QA-D 94）との主張によって、第三の道を示唆している。エッターの議論も基本的にはこの枠組みを採用している。

「はじめに」で挙げた『スイスの民主主義』からの引用のなかで、エッターは自由民主主義が危機に直面していると指摘していた。これはカトリック保守主義者にとって、最大の政治的・「文化的」<sup>19</sup>敵対勢力の退潮を意味している。カトリックと自由主義の対立は、近代西洋における基本的対立軸のひとつだが、スイスにおいてもこの対立は内戦が勃発するほどに深刻なものであった。

自由主義を旗印にヨーロッパを席卷した「1848年の革命」はウィーン体制を崩壊させ、スイスもこの動きに巻き込まれた。1947年にカトリック諸州とプロテスタント諸州の対立を軸とした内戦、分離同盟戦争 Sonderbundskrieg が勃発した。しかし一か月も経たないうちに、自由主義を政治的信条とするプロテスタント側が勝利を収め、翌1848年に自由主義的な近代憲法が制定された。この時点では、自由民主党 Die Freisinnig-Demokratische Partei が7つの閣僚ポストを独占しており、その後、20世紀に入るまで、国政レベルでのマジョリティは自由民主主義であった。

しかし、1848年以降、カトリック保守主義が全面的に衰退したわけではなかった。分離同盟派の諸州は、13世紀の誓約者同盟 Eidgenossenschaft 以来の伝統を持つウリ、シュヴィーツ、ウンターヴァルデンの「原初三州」Urkantone を中心に強い結びつきを保ち続け、中央スイスにカトリックの勢力圏を築いていた。代表的なスイス史の著者ウルリヒ・イム・ホーフ Ulrich Im Hof は、この勢力圏を「カトリック的サブカルチャーの色彩をもったゲッター」と呼び、「カトリック保守派の政治家と反近代主義的聖職者の堅固な連帯のおかげで、工業活動の乏しい農業カントンでは、昔ながらの世界がその〔1848年の〕後も

<sup>19</sup> 「文化闘争」Kulturkampf は一般には、ドイツの宰相ビスマルクが主導したカトリック教会に対する抑圧政策とそれに対する抵抗運動を指すが、その影響は周辺諸国にも及んでいる。本文で触れるスイスの内戦「分離同盟戦争」は、「文化闘争の最初の局面」だと見なされている（Andermatt 2013: 307）。言い方を変えれば、この文脈において「文化」とは「宗派」の符丁である。

100年近く続いた」と述べている (Im Hof [1974] 1991=1997: 188-189, 補足は引用者による)。エッターはこのような反近代的で復古的、とはつまり自由主義に対してルサンチマンを抱く「ゲッター」を支持母体としていたのである。

スイスのカトリック勢力は、「ゲッター」の外に出るための手がかりを、国是とも言える直接民主主義に見出した。すなわち、カトリック保守党は政府の決定に対して対抗的なレファレンダム (住民投票) を仕掛けることで、廃案に追い込むことにたびたび成功した。その結果、自由民主党は安定的な政権運営のために、1891年に閣僚ポストのひとつを、1919年にはふたつ目のポストをカトリック保守党に譲らざるをえなかった。主たる支持者がプロテスタントである自由民主党に対するカトリック保守党の不信感と対抗意識は持続したが、同党はしだいに合意民主主義における体制内野党という性格を帯びるようになった (Im Hof [1974] 1991=1997: 191)。したがって、エッターは自由主義に対する思想的批判は展開しているものの、実際の政治活動においては協力する立場にあった。そもそも、エッターが1934年に内閣閣僚に選出されたのは、ドイツ語圏の自由主義者が彼を原理的な復古主義者だと見なしていたのに対し、フランス語圏の自由主義者は、彼を「フランスびいきで、連邦主義的かつ反社会主義的な考えを持った中央スイス人」(Widmer 1991: 390)として支持したからであった。

他方で社会民主主義に関して、エッターは、危機に直面する自由主義に取って代わろうと機をうかがう猛獣の比喩で形象化していた。資本主義の発達が遅れていたスイスでは、資本家階級と労働者階級という対立軸は——『共産党宣言』が刊行された年でもある——1848年の時点では顕在化しておらず、スイス社会民主党 Sozialdemokratische Partei der Schweiz が結成されたのは、ようやく1888年のことであった<sup>20</sup>。その後今日に至るまで、社会民主党は国民議会に40~50名の議員を安定的に送り込んでいる。つまり、『レーラム・ノヴァールム』が発出された時期のスイスでは、自由民主主義と並んで社会民主主義が主

<sup>20</sup> スイス共産党 Kommunistische Partei der Schweiz は、ドイツ共産党のように国政レベルで大きな影響を及ぼした歴史を有さない小政党である (Im Hof [1974] 1991=1997: 211)。ドイツ共産党は非合法化される直前、1933年3月の総選挙でも得票率12.3%であり、81議席 (総647議席) を確保して第3党であった。これに対して、1935年の国民議会選挙におけるスイス共産党の得票率は、1.4%であり、チューリヒとバーゼルでそれぞれ1議席 (総187議席) を確保したにとどまる。この選挙での社会民主党の得票率は28.0%であり、第1党であった (Bundesamt für Statistik)。これに関連して、この時代のスイスにおける「共産主義」、「マルクス主義」、「社会主義」という表現は、実質的には最大左翼政党である「社会民主主義」を指している場合が少なくない。さらに、本稿冒頭の引用に見られるように、カトリックの側における「社会 (民主) 主義」、「共産主義」の含意も一定しない。本稿では、引用やそれに関する言及に際しては原語を使用する。

要な政治的対立軸を成しつつあったのである。

階級闘争史観は、その前提が無神論であり、教会の権威を根底から否定しているため、『レーラム・ノヴァールム』には、「社会主義者が提唱する社会救済の方策は、あきらかに正義に反している」(RN-D 33)、「[社会主義者は] 自然の秩序にむなしく抗っているだけである」(RN-D 40) と記されている<sup>21</sup>。さらに『クアドラジェジモ・アンノ』は、「社会主義的社会観とキリスト教的社会観のあいだにある対立は架橋不可能である」(QA-D 236) と主張している。これを受けて、スイスのカトリック保守主義者たちも、社会民主党を政治のレベルにとどまらず、世界観に関わる本質的な敵対者であると見なしていた。エッターが、社会民主主義を猛獣の比喻を用いて、最も危険な政治勢力として表象しているのはこのためである。

エッターは、これら二様の民主主義とは違う形の民主主義がありえると主張している。この第三の民主主義について検討する前に、従来の政治思想史では、自由主義と社会主義に取って代わる「第三の道」はファシズムないしナチズムとされていることを踏まえ(深沢 1999)、エッターのファシズム理解を検討する。

## 2.2. ナチズムと革新運動のあいだ

「はじめに」で引いた『スイスの民主主義』からの一節において、もうひとつ特徴的なことは、ナチズムに関して否定的な表現がされていないことである。「ナチズムの革命」が、本来「革命」を事とするマルクス主義に「激しい一撃」を加えたという表現からは、ナチズムに対する批判は読み取れない。それどころか、その直後に置かれた猛獣の比喻は、エッターがナチズムよりも社会民主主義を危険視していたことを示唆している。

この背景には共産主義者とユダヤ人を等置する思考図式があり、革命前のロシアのみならず、ヨーロッパ全体に広がっていたスイスのカトリック保守主義もまた例外ではなく、「ユダヤ人-マルクス主義者」という表記が流布していた。反共産主義と反ユダヤ主義という点で、カトリシズムとナチズムとのあいだには一定の思想的共通性があり(村松 2006: 233)、エッターのナチズムに対するスタンスもこれを反映しているのである<sup>22</sup>。

<sup>21</sup> 「社会主義」、「共産主義」は教皇ピウス9世 Pius IX (1792-1878) が発表した回勅『クィ・プルリブス』*Qui pluribus* (1846) から「誤謬表」*Syllabus errorum* (1864) に至る公式文書のなかで、本質的に反教會的な誤謬と見なされていた。ピウス11世は、回勅『ディヴィニ・レデンプトリス』*Divini Redemptoris* (1937) において、「無神論的共産主義」について包括的な検討結果を発表している。そこでは「共産主義は本質的に邪悪である」という認識が再確認されている。

エッターが、社会民主主義とは別方向の反自由主義として挙げているのは「革新運動」である。この「革新」という言葉は、『祖国の革新と我々』のタイトルの一部を成しており、この時期のエッターの思想を理解するための鍵語である。この小冊子は、エッターが自身の政治思想をまとめた形で世に問うた最初の出版物であるが、冒頭で触れたように、1933年1月のナチスによる政権奪取の直後から、スイスでも「革新」を掲げる親ファシズム・親ナチスの諸党派が叢生し、若者たちがそれらに魅了されるようになったという危機的現実が背景にあった。これらの右派政党の多くは、党名に「戦線」Frontを含んでいたため、「戦線派」Die Fronten と総称され、活動が活発化した時期は「諸戦線の春」Die Frontenfrühling と呼ばれた。

戦線派の政治的立場は一枚岩ではなく、ナチズムを模倣してスイスの国民統合を目指す最大党派「国民戦線」Die Nationale Front、イタリアの国土回復運動（イレンティスモ）と結びついた「スイスファシズム運動」Schweizerische Faschistische Bewegung、スイスのナチスであることをはっきりと前面に出し、スイスのドイツへの「合邦」Anschluß<sup>23</sup>を目標とする「国民社会主義スイス労働者党」Die Nationalsozialistische Eidgenössische Arbeiterpartei など、多様なバリエーションがあった（田口 1984: 337）。

他方、戦線派には、民主主義を否定し権威主義的国家を志向するという共通項があった。その意味では、ナチズムの「革命」とスイスの「革新」は、思想的方向性を同じくしていた（田口 1984: 339）。エッターは、カトリック信者の若者までが、「革新」を旗印にした親ファシズム・ナチズム運動に合流しつつあるのを目の当たりにして、カトリック保守主義者としての立場から、警鐘を鳴らし、別様の道を提示しようとしたのである。

### 3. スイス的民主主義

#### 3.1. 「強制的画一化」批判

戦線派とそれに魅了される若者に警鐘を鳴らすことが2冊の小冊子の目標であるとはいえ、自由主義の限界を強調し、社会（民主）主義を「邪悪なもの」と規定した場合、ただ

<sup>22</sup> 注20で触れたように、1930年代のスイスにおける反共産主義は、国政レベルでは「反社会民主主義」として表れる。

<sup>23</sup> 「合邦」は、19世紀後半に一度挫折した「大ドイツ主義」を、第一次世界大戦後に再度実現しようとする政治思想の鍵語であるが、歴史的事実としては、1938年に生じたナチス・ドイツによるオーストリア併合の謂である。

るべき思想的理路はファシズムやナチズムと類似したものにならざるをえない。実際、エッターは『祖国の革新と我々』のなかで、「新鮮で、新しい一陣の風がスイスの若者たちのあいだを吹き渡っている」（Etter 1933: 5）と述べ、個人主義的な自由の制限と国家による社会・文化の統制を訴える戦線派の綱領のなかに、「健全な思考の道筋」を見出そうとしている（Etter 1933: 12）。

しかし、エッターは「健全な思考の道筋」という言葉で、ファシズムやナチズムを肯定していたのではない。『祖国の革新と我々』の第3章「運動におけるスイス的なもの」の冒頭で彼は次のように記している。

スイス連邦国家の歴史的かつ内的構造は、ドイツのひな形やモデルにしたがった中央の権力の独裁や諸州の「強制的画一化」Gleichschaltungを許しはしません。このような解決策を目指すいかなる試みも最初から断固として拒否しなくてはならないのです。（中略）ドイツのハーケンクロイツはスイスの革新の旗印には決してなりえないのです。（Etter 1933: 15-16）

すべてボールド体で強調されたこの一節において、エッターは「強制的画一化」という言葉を括弧に入れて二重に強調している。つまり、ナチスが、中立国スイスまでも覆い尽くそうとしている中央集権化・均質化政策の鍵語であるこの言葉を<sup>24</sup>、スイスとは本質的に相容れないものとして拒否しているのである。

各州がひとつの邦<sup>くに</sup>としての政治的独立性を保ち、カトリック/プロテスタント、並びにドイツ語/フランス語/イタリア語という二種の指標の組み合わせによって、各州の文化的特質も大きく異なるスイスにとって<sup>25</sup>、中央集権的な政治システムや言語・文化的統合は、国家の存立構造自体を脅かすものである。歴史的に見れば、国家としての原初形態自体が、ハプスブルク帝国による属領化に抵抗して、各邦が軍事同盟（誓約者同盟）を結び、帝国自由都市と同等の自治と自由を獲得したことにあるスイスにとって、中央集権システムはきわめて異質な制度であった。ましてや、権力の「中央」が国境の外部にあることは、ス

<sup>24</sup> ナチスは、大使館や領事館を通じて、自らの路線と相いれない新聞、ラジオ、小説、演劇などに対して公式に警告を発し、戦線派を扇動して非合法的なデモやテロ活動を行った（市川 2021: 99-102；葉柳 2021: 230-233）。

<sup>25</sup> ムッソリーニがスイス地域言語、ロマンシュ語をイタリア語だと主張し、同言語圏が位置するグラウビュンデン州に対して領土的野心を見せたことに対抗して、スイスが国民投票を通してロマンシュ語を国語に昇格させたのは1938年であるためここでは措く。

イスがもはやスイスでなくなることに他ならない<sup>26</sup>。このような理路を背景にして、エッターはナチスの「強制的画一化」政策を、スイスという国家の自己否定であると見なしたのである。

回勅『クアドラジェジモ・アンノ』のなかには、イタリア・ファシズムの社会構想に対する批判——抽象的にはあるが——書き込まれている (QA-D 126)。しかし、ナチズムに対する批判はまったくなされていない。この意味で、スイスの国是としての地方分権システムを根拠にして、ナチスの政策とのあいだに引かれた差異線は、回勅に基づくのではなく、エッターの、ひいてはスイスの政治思想の固有性にに基づいたものだと言える。

### 3.2. 職能身分制秩序

エッターが戦線派のなかに見出した「健全な思考の道筋」とは、「職能身分制社会秩序」Berufsständische Ordnung der Gesellschaft の確立と「国家の権威の回復」に向かう理路である (Etter 1933: 5)。まさにこの「職能制身分制秩序」こそが、ふたつの社会回勅が自由主義と社会主義双方の問題点を克服するために提示した社会構想であった。

近隣住民の結びつきが人々を自治組織へとまとめあげるのとまさに同じように、同一の職業に属していることは——経済的なものであろうと、非経済的なものであろうと——人々を職業階級ないしは職業階級的な団体へと結合させるのだ。(QA-D 122)

職能身分制秩序は、ふたつの社会回勅に基づいてイタリアやオーストリアのファシズムが実現した社会システムであり、労働者と経営者の利益代表組織に代表される職能団体が政治の意志決定に参加することで、相互的な義務と権利に基づく協調を通して経済の安定と成長を達成しようとする体制である。これは同時に、自由主義的法治国家において利害の調整と統合を担っている議会の役割の縮小を意味しており、職能身分相互の対立を回避し共通善（公共の福祉）Gemeinwohl を保証するために、国家は強力な権威を備える必要があるという論理につながっていた (矢田 1984: 93)。

レオ13世の『ルールム・ノヴァールム』では、資本家と労働者の対立に対する懸念、お

<sup>26</sup> 実際、1798年ナポレオンが誓約者同盟を解体し、強制的に建国した中央集権国家ヘルヴェティア共和国は、クーデターが続発して5年間しか持続できず、ナポレオンも元の連邦主義的な誓約者同盟の復活を承認せざるをえなかった (Im Hof 1991=1997: 157)。スイスの正式名称は今日なお、「スイス誓約者同盟」Schweizerische Eidgenossenschaft である。

よび両者の協調による問題解決の重要性が指摘されている（村松 2006: 276）。

有産階級と無産労働者階級とのあいだの相互関係について、両者のあいだには、その本性からして、和解不可能な対立が横たわっており、その対立が彼らに闘争を呼びかけているかのように描くという誤謬も見られる。（中略）

むしろ自然はすべてを協和へと、互いの調和へと秩序づけた。労働なくして資本はなく、資本なくして労働はない。融和はどこにおいても美と秩序の不可欠の前提条件である。（RN-D 41）

ピウス11世が発した回勅『クアドラゼジモ・アンノ』は、レオ13世の社会思想を、世界恐慌の現状に照らしてより具体的に展開しようとしていた。その核にあるのは、ストライキを回避し、労使協調型の社会システムを構築することである。

共通善の正義は、精神と善意の力を結集して、できるだけ多くの者に労働機会が与えられ、その労働によって誇りをもって生活するための賃金規定が導入されることを命じるのである。（RN-D 188）

エッターもまた、ふたつの回勅を根拠として、職能制身分秩序に基づくコーポラティズム国家を構想した（Etter 1933: 35）。これはエッターの政治思想に対して社会民主主義者が抱く疑念の根拠となっていた（Zaugg 2020: 231）。戦後の政治史において、エッターを一面的に「スイスのファシスト」だと見なす傾向は見られないが、同時代のイタリアやドイツをモデルにしてスイスの国家システムを構想したという評価が定着している——「ハーケンクロイツ」に対するエッターの明確な拒絶は、組織的に読み落とされているかのようなのである。たとえば、歴史学者のゲオルク・クライス Georg Kreis は、エッターの思想がファシズムと同一ではないことを確認した上で、戦線派に対する寛容さを指摘する。

しかし、[エッターの言説において] 支配的なのは、当時の新右翼的な革新運動が提示した綱領を承認し、それに対する留保は周縁的にとどまっていたことである。（Kreis 1995: 206）<sup>27</sup>。

クライスは、エッターの言説のどの箇所が「留保」に当たるのか具体的には示していない。しかし、たとえばスイスのコーポラティズムとファシズムのコーポラティズムの違いについて説明した箇所がそれに該当する。

国家がコーポラティズム的諸団体 die Korporationen を作ることにはなりません。それら諸団体は内的な必然性に基づいて発展していくでしょう。ここでの国家の責務は、コーポラティズム的思考の健全な形式を促進し、コーポラティズム的秩序を新しい国家のなかに有機的に組み込んでいくことなのです。(中略) コーポラティズム的社会秩序は、スイスの民主主義の連邦制的土台とも完全に両立できるのです。(Etter 1934: 38)

エッターの使用する語彙から読み取れる国家有機体説 (Staatsorganismus) は、きわめてアンビバレントな国家思想である。たとえば、オーストロファシズムはすべての身分 (= 職能団体) は同等の重要性を持つというテーゼから出発したが、結局は、秩序を維持する審級としての「国家 (= 政府) Staat=Regierung を最高身分と宣言せざるをえなくなる」(Sontheimer 1968: 199-200=1976: 204)。

他方で、国家有機体説から出発して単一の政治組織に独占権を与えることなく、「自由な社会のなかで自然に発展する社会的多元主義」を実現することも可能である (Linz [1975] 2000=1995: 168-169)。エッターが強調しているのは、国家が中央集権的強制力でもって、コーポラティズム的システムを構築するのではなく、それぞれの職能団体が自然発生的に協調的関係を取り結び、国家はあくまでも調整役にとどまるコーポラティズムである。したがって、エッターの国家思想はファシズムとは異質のものであり、分権型の連邦主義と両立することになる。ここでも、地方分権のアナロジーに基づいて、各職能団体への権限の委譲が重視される。これによって、回勅の記述だけでは諸団体に従属を求める全体主義

<sup>27</sup> クライスのエッター評価は例外ではない。左派の歴史学者であるハンス-ウルリヒ・ヨスト Hans-Ulrich Jost は、1930年代から1945年までのスイスの体制を「スイスの全体主義」der helvetische Totalitarismus と呼び、その文化的土台となったのが、エッターが主導した精神的国土防衛であると主張している (Jost [1986] 2006: 761; Jost 1998: 365)。文化史研究者のウルズラ・アムライン Ursula Amrein は、エッターの発言のなかに、ファシズムや反共産主義への親近性のみならず、「隠された反ユダヤ主義」までも見出している (Amrein 2004: 115)。これについて歴史学者トーマス・ツァウグ Thomas Zaugg は、「エッターは、好戦的で排外的な時代精神の投影スクリーンおよびその同義語として利用された」と述べている (Zaugg 2020: 19-23)。

にも、他方、諸団体の自律を前提にした多元主義にも解釈しうるコーポラティズム秩序に、スイス固有の分権的な性格が与えられている。

### 3.3. 権威主義的民主主義

ファシズムやナチズムとスイスの国家思想のあいだにある架橋しがたい差異を確認した上で、エッターは戦線派に「革新」の可能性を求める若者たちに向けて次のように呼びかける。

われわれの若者は新しい戦線や綱領を探す必要はありません。われわれはすでにそれを持っています。戦線を、そう、カトリックの戦線を！ (Etter 1933: 13)

つまり、危機状況に対する解決としての職能制身分秩序にせよ、権威主義的国家にせよ、カトリック保守主義の国家思想のなかに最初から含まれている、とエッターは言うのである。

しかし、ここでもエッターの主張は、戦後の政治史におけるエッター評価を裏づけるかのような危うさを孕んでいる。

さしあたりここでひとつの明確な区別を提示せねばなりません。「民主主義」と「議会主義」という概念は一致してはいません。両者は同じもの指してはいないのです。私たちは、「議会主義」のない民主主義を思い描くことも可能なのです[……]。(Etter 1933: 19)

1920年代から30年代にかけて欧米諸国では、議会制民主主義の無力に直面したカトリック系政治勢力から、「権威主義的、反民主主義的な主張に傾く動きが出てきた」(水島 2008: 25)。しかし、エッターが構想しているのは、反民主主義ではなく、議会制を持たない民主主義という語義矛盾にも見える国家の形である。

エッターによれば、分離同盟戦争に勝利した自由主義者は、スイスの民主主義の歴史を自身の歴史観・社会観に合わせて書き換えていった。すなわち、自由主義的な歴史叙述と憲法解釈は、スイスの民主主義を「フランス革命の誇らしき娘」(Etter 1934: 18)として描いている。しかし、フランス革命以前まで遡れば、中世以来の伝統を持つランツゲマイン

デ（青空住民集会）Landsgemeindeにおける直接参加型の民主主義は、第三の型の民主主義、すなわち「権威主義的民主主義」die autoritäre Demokratieであったとエッターは述べる（Etter 1933: 23）。

これはあながちエッターによる牽強付会とは言えない。ランツゲマインデにおける意志決定には多数決原理が採用されていたからである。ただし、議決は通例、同等の投票権を持つ参加者<sup>28</sup>の全員一致によってなされるため、議論の過程で参加者の自発的服従が発生した。意見の対立は、議長を務める州の首長、ランダムマン Landammann が調整した。ランダムマンの調整力を支えているのは神の権威である。集会は教会での儀式から始まり、参加者は集会への神の降臨を呼びかけ、神に対して宣誓し、集会の決定は神の声の現れだとみなしていた（関根 1999: 23）。つまりこの「古きスイスの民主主義」（Etter 1934: 11）においては、平等な諸主体の協調と決定に対する服従という、エッターの主張するスイス型のコーポラティズム原理の原初形態が見られたのである。ランダムマンがどのような性格を持つかによってランツゲマインデの性格にバリエーションが生じるが、神の下での平等が形式的には担保されているという点で、権威主義的民主主義だと規定しうる。

## おわりに

エッターが1933-34年に構想していた「権威主義的民主主義」が、彼の入閣後、第二次世界大戦を挟む時代のスイスにおいてそのまま実現したわけではなかった。しかし、1937年7月に労働組合と経営者団体とのあいだで「平和協定」Friedensabkommenと呼ばれる労使協定が結ばれ、労使紛争は国家による仲裁によって決着を付けることが義務づけられたことをきっかけとして、スイスは全体として独裁者のいないコーポラティズム国家へと変化していった（田口 1984: 286-287）。「平和協定」以降に実施された、立法や政策立案に際してあらかじめ各州や職能団体の協力を目指すための「専門家委員会」の設置と「事前聴取」Vorverfahren 手続きの導入、1943年の社会民主党の入閣に見られる全主要政党による合意民主主義への移行、および戦後に確立された不文律、「魔法の公式」Zauberformel<sup>29</sup>などは、政府が独裁ではなく調停と仲裁の役割を果たすスイス固有のコーポラティズムである。このように見るなら、エッターの国家思想は、回勅が提唱する職能制身分秩

<sup>28</sup> 通常は14～16歳以上の、軍事能力のある、既婚の男性市民が有資格者だった（関根 1999: 23）。

<sup>29</sup> 国民議会の議席数に基づいて、閣僚ポストが比例配分される慣例。

序を大枠としながらも、強固な分権型システムというスイスの制度的固有性を根拠として、ファシズムやナチズムとのあいだに差異線を引くことで、現代にまで続くスイス社会の基本構造として現実化したと言える。

### 参考文献

- Amrein, Ursula, 2004, „Los von Berlin!“, *Die Literatur- und Theaterpolitik der Schweiz und das „Dritte Reich“*, Zürich: Chronos.
- Andermatt, Michael, 2013, „«Hussah! Hussah! Die Hatz geht los!» Antikatholizismus bei Gottfried Keller,“ *Germanistik in der Schweiz*, 10: 305-317.
- Bundesamt für Statistik, *Nationalratswahlen: Stärke der Parteien*. (<https://www.bfs.admin.ch/bfs/de/home/statistiken/politik/wahlen/nationalratswahlen.assetdetail.11048421.html>, アクセス：2021年10月15日)
- Bundesrat der Schweizerischen Eidgenossenschaft, 1938, *Botschaft des Bundesrates an die Bundesversammlung über die Organisation und die Aufgaben der schweizerischen Kulturwahrung und Kulturwerbung* vom 9. Dezember 1938. In: *Bundesblatt*. Nr. 50, 90. Jahrgang, Bd. 2, 14. Dezember 1938, 985-1035.
- Etter, Philipp, 1933, *Die vaterländische Erneuerung und wir*, Zug: W. Zürcher.
- , 1934, *Die schweizerische Demokratie*, Olten und Konstanz: Otto Walter.
- 深沢民司, 1999, 『フランスにおけるファシズムの形成』岩波書店。
- 葉柳和則, 2010, 「国境の向こうで戦争が聞こえる——M・フリッシュの『背囊からの紙片』におけるネーションと〈私〉」『独文学報』大阪大学ドイツ文学会, 26: 97-120.
- , 2018, 「テキストとしての「文化教書」(1938) ——ナチス時代のスイスにおける「精神的国土防衛」運動の理路」『インターカルチュラル』日本国際文化学会, 16: 53-8.
- 葉柳和則編著, 2021, 『ナチスと闘った劇場——精神的国土防衛とチューリヒ劇場の「伝説」』春風社。
- 市川明, 2021, 「焚書に抗して——亡命演劇人と時事劇『人種』、『مامロック教授』葉柳和則編著『ナチスと闘った劇場』春風社, 69-105.
- Im Hof, Ulrich, [1974] 1991, *Geschichte der Schweiz*, Stuttgart: W. Kohlhammer. (森田安一監訳, 岩井隆夫他訳, 1997, 『スイスの歴史』刀水書房.)
- Jost, Hans Ulrich, [1986] 2006, „Bedrohung und Enge (1914-1945),“ Mesmer, Beatrix hg., *Geschichte der Schweiz und der Schweizer*, Basel und Frankfurt a. M.: Schwabe, 731-819.
- Jost, Hans-Ulrich u. Kurt Imhof, 1998, „Geistige Landesverteidigung: helvetischer Totalitarismus oder antitotalitären Basiskompromiss? Ein Streitgespräch,“ Schweizerisches Landesmuseum Zürich hg., *Die Erfindung der Schweiz 1848-1998. Bildentwürfe einer Nation*, Zürich: Chronos, 364-379. ※対談であるが、本稿では Jost の発言のみを引用する。
- Kreis, Georg, 1995, „Philipp Etter——«voll auf eidgenössischen Boden»,“ Mattioli, Aram hg., *Intellektuelle von rechts: Ideologie und Politik in der Schweiz 1918-1939*, Zürich: Orell Füssli, 201-217.
- , 2020, „Wandlungen eines autoritären Staatsmanns,“ *Neue Zürcher Zeitung*, 27. März. 2020.
- Leo XIII, 1891, „*Rerum Novarum*,“ *Acta Sanctae Sedis (ASS)*, 23: 641-670. Auch in: *Acta Leonis XIII*, 11, 97-144. (丘野慶作訳, [1958] 1991, 「レオー三世回勅『レールム・ノヴァルム』」中央出版社編『教会の社会教書』中央出版社, 15-117; Bundesverband der Katholischen Arbeitnehmer-Bewegung Deutschlands hg., 1977, *Texte zur katholischen Soziallehre: Die sozialen Rundschreiben der Päpste und andere kirchliche Dokumente*, Kevelaer: Bercker Graphischer Betrieb, 31-68. ※引用に際してはそれぞれ「RN-L」、「RN-J」、「RN-D」と略記し、カトリック神学の慣例に従って断章番号を記す.)
- Linz, Juan. J., [1975] 2000, *Totalitarian and Authoritarian Regimes*, Boulder & London: Lynne Rienner. (高橋進監訳, 望月規子他訳, 1995, 『全体主義体制と権威主義体制』法律文化社)
- Marx, Karl & Friedrich Engels, [1848] 2009, *Das Manifest der kommunistischen Partei: Kommentierte*

- Studienausgabe*, hg. v. Stammen, Theo & Alexander Classen, Paderborn: W. Fink. (幸徳秋水・堺利彦訳, [1904] 1952, 『共産党宣言』彰考書院)
- 水島治郎, 2008, 「キリスト教民主主義とは何か——西欧キリスト教民主主義概論」田口晃・土倉莞爾編著『キリスト教民主主義と西ヨーロッパ政治』木鐸社, 19-44.
- 村松恵二, 2006, 『カトリック政治思想とファシズム』創文社.
- Nell-Breuning, Oswald von, 1956, „Einführung in die Literatur der katholischen Soziallehre“, Ortlieb, Heinz-Dietrich hg., *Hamburger Jahrbuch für Wirtschafts- und Gesellschaftspolitik*, Tübingen 1956, 127-135.
- , 1976, „Wir alle stehen auf den Schultern von Karl Marx,“ *Stimmen der Zeit* 194 (1976, Heft 9), 616-622.
- , 1977a, „Einleitung,“ Bundesverband der Katholischen Arbeitnehmer-Bewegung Deutschlands hg., *Texte zur katholischen Soziallehre: Die sozialen Rundschreiben der Päpste und andere kirchliche Dokumente*, Kevelaer: Bercker Graphischer Betrieb, 9-30.
- , 1977b, *Soziallehre der Kirche*, Wien: Europa. (山田経三監修, 本田純子・田淵文男訳, 1987, 『カトリック教会の社会教説——教導諸文書の解説』女子パウロ会。) ※本書からの引用に際しては、引用者の責任において訳文に修正を加えた。
- Pfister, Martin and Thomas Zaugg, 2019, „Philipp Etter 1891-1977,“ Urs Altermatt hg., *Das Bundesratslexikon*, Basel: Schwabe Verlag, 349-355.
- Pius IX, [1864]<sup>37</sup> 1991, „Quanta cura.“ Denzinger, Heinrich u. Peter Hünermann hg., *Kompendium der Glaubensbekenntnisse und kirchlichen Lehrentscheidungen*, Freiburg i. B.: Herder, 795-809.
- Pius XI, 1931, „Quadragesimo anno,“ *Acta Apostolicae Sedis (AAS)*, 23: 179-231. (丘野慶作訳, [1966] 1991, 「ピオ11世回勅『クアドラゼジモ・アンノ』」中央出版社編『教会の社会教書』中央出版社, 119-268; Bundesverband der Katholischen Arbeitnehmer-Bewegung Deutschlands hg., 1977, *Texte zur katholischen Soziallehre: Die sozialen Rundschreiben der Päpste und andere kirchliche Dokumente*, Kevelaer: Bercker Graphischer Betrieb, 91-150. ※引用に際してはそれぞれ「QA-J」、「QA-D」と略記し、カトリック神学の慣例に従って断章番号を記す.)
- , 1937, „Mit brennender Sorge,“ *Acta Apostolicae Sedis (AAS)*, 29: 145-167.
- Pontifical Council for Justice and Peace (教皇庁正義と平和評議会), 2004, *Compendium of the social doctrine of the Church*, Città del Vaticano: Libreria Editrice Vaticana. (Michael Seigel 訳, 2009 『教会の社会教説綱要』カトリック中央協議会.)
- 関根照彦, 1999, 『スイス直接民主主義の歩み』尚学社.
- Sontheimer, Kurt, [1962] 1968, *Antidemokratisches Denken in der Weimarer Republik: Die politischen Ideen des deutschen Nationalismus zwischen 1918 und 1933*. München: Nymphenburger Verlags-Handlung. (河島幸夫・脇圭平訳, 1976, 『ワイマール共和国の政治思想』ミネルヴァ書房.)
- 田口晃, 1984, 「スイス」矢田俊隆・田口晃『オーストリア・スイス現代史』(現代世界史25), 山川出版社, 251-377.
- , 2008, 「キリスト教民主主義の歴史的位相」 「キリスト教民主主義とは何か——西欧キリスト教民主主義概論」田口晃・土倉莞爾編著, 2008, 『キリスト教民主主義と西ヨーロッパ政治』木鐸社, 9-17 and 19-44.
- 土倉莞爾, 2006, 「ドイツ・キリスト教民主主義政治史試論」『関西大学法学論集』56(4): 753-773.
- Widmer, Josef, 1991, „Philipp Etter 1891-1977.“ Urs Altermatt hg., *Die Schweizer Bundesräte*. Zürich/München: Artemis 1991, 389-394.
- 矢田俊隆, 1984, 「オーストリア」矢田俊隆・田口晃『オーストリア・スイス現代史』(現代世界史25), 山川出版社, 7-376.
- Zaugg, Thomas, 2020, *Bundesrat Philipp Etter (1891-1977)*. Basel: NZZ Libro.